

公布された条例のあらまし

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 28 号）

1 佐賀県県税条例の一部改正

- (1) 前年中に支出した特例控除対象寄附金（都道府県、市町村又は特別区（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金であって、総務大臣が指定する都道府県等に対するものをいう。）の額の合計額が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 4 に相当する金額に特例控除額を加算した金額を税額控除することとした。（第 34 条の 2 関係）
- (2) 個人の県民税における住宅ローン減税措置の対象期間を延長することとした。（附則第 5 条の 6 関係）
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車の取得に係る自動車取得税の税率の特例措置については、軽減割合を見直した上、6 月延長することとした。（附則第 18 条の 2 関係）
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置については、2 年延長することとした。（附則第 19 条関係）
- (5) 対象鳥獣捕獲員及び認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を課さないこととし、有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に係る狩猟税を 2 分の 1 に軽減する特例措置については、5 年延長することとした。（附則第 24 条及び第 24 条の 2 関係）

2 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年佐賀県条例第 32 号）について所要の改正を行うこととした。

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、規則で定める日から施行することとした。

5 所要の経過措置を定めることとした。